



穴水町義援金(二次配分/集落配分)

議会事務局: ☎ 52-3700

一律 10 万円
規模加算単価 1 万円

地域・集落の地域コミュニティを維持するために被害を受けた施設の再建に要する費用など、地域・集落の存続のために活用するものとして配分します。

対象自治会 地区・町内会、仮設団地

使用用途は地区・町内会(仮設団地含む)の任意に任せる。
※地区・町内会の施設等管理経費及び活動経費への充当
※規模加算は、R5.12.31現在の住民基本台帳の世帯数又は、
仮設団地管理棟数を乗じる



仮設住宅自治組織形成支援事業

復興推進課: ☎ 52-0934

10 万円
(1団地)

応急仮設住宅団地における自治会組織の設立経費や、自治会の運営・活動に必要な経費を支援します。

対象自治会 仮設団地

※川島第2団地については15万円



地域コミュニティ施設等再建補助金

総務課: ☎ 52-3600

上限 2,000万円

地域・集落の地域コミュニティを維持するために被害を受けた施設(神社・寺など)の建替・修繕を支援します。

以下の条件をすべて満たす施設

対象施設 ①穴水町に存在する施設(土地に固定され、安易に動かせないもの)

②専ら地域の住民が利用している施設(祭礼・集会等)

③専ら地域の住民が維持・管理している施設(掃除・光熱水費等)

④現に地域のコミュニティ活動に利用され、今後も利用する施設

対象者 区長、町内会長及び集落の代表

※宮司や住職の申請は対象外

補助率 対象経費総額の9/10